

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 室蘭市 (都道府県: 北海道)

本事業の担当部局名 都市建設部都市政策推進課

| | | | | | | | | |
|--|--|-------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---------|-------------------------------------|------|
| 事業メニュー | 結婚新生活支援事業 | | | | | | | |
| 区分 | 結婚新生活支援 | | | | | | | |
| 関連事業メニュー | 4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース) | | | | | | | |
| 個別事業名 | 室蘭市結婚・出産新生活応援事業 | 新規/継続 (一般財源での実施も含む) | 継続 | | | | | |
| 実施期間 | 交付決定日 ~ | 令和6年3月31日 | 事業開始年度 | 令和2 年度 | | | | |
| 対象経費支出予定額 ※(注)1 | 9,300,000 | | | 円 | | | | |
| 自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2 | (地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) 本市では、平成26年に策定した子育て応援プランに基づき、特定不妊治療費の助成や、保育料を国基準額より軽減するなど、本市独自の施策により少子化対策の取り組みを継続的に進めてきている。しかしながら、近年の合計特殊出生率は伸び悩んでいる状況であり、総合戦略策定に基づいて平成30年に実施した市民アンケートにおいても、20~30代の子育て支援の満足度が低い状況となっている。これらの課題を解決するため、結婚から出産まで切れ目のない施策の展開を行うことで、少子化対策の取り組みが強化されるとともに、子育て支援の満足度向上に繋がると考える。 <本個別事業の位置付け> ・第2期室蘭市総合戦略では、以下の目標を設定している。 ①まちの特性を生かした産業振興と魅力ある雇用の場の創出 ②子育て世代が希望を持って住み続けられるまちづくり ③まちの資源を生かし、新たな「ひと」の流れをつくる このうち、本事業は②に位置づけられる。 | | | | | | | |
| | (本個別事業における現状と課題) | | | | | | | |
| | (課題への対応) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 個別事業の内容 ※(注)3 | 1. 概要 | | | | | | | |
| | 【補助対象要件】 | | | | | | | |
| | ・所得要件 | <input checked="" type="checkbox"/> | 夫婦の合計所得が500万円未満 | <input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 | | | | |
| | ・年齢要件 | <input checked="" type="checkbox"/> | 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 | <input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 | | | | |
| | 【補助上限額】 | | | | | | | |
| | 29歳以下の場合 | <input checked="" type="checkbox"/> | 各費用に係る合計が60万円 | <input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 | | | | |
| | 39歳以下の場合 | <input checked="" type="checkbox"/> | 各費用に係る合計が30万円 | <input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 | | | | |
| | 【対象費目】 | | | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 家賃 | <input type="checkbox"/> | 住宅購入費用 | <input type="checkbox"/> | リフォーム費用 | <input checked="" type="checkbox"/> | 引越費用 |
| | 【その他独自要件】 | | | | | | | |
| 29歳以下かつ居住誘導区域内に引越しの場合:上限60万円 上記に該当しない世帯かつ居住誘導区域内に引越しの場合:上限30万円 39歳以下かつ居住誘導区域外に引越しの場合:上限15万円 | | | | | | | | |
| 2. 申請見込 | | | | | | | | |
| ①新規世帯見込 | | | | | | | | |
| 上記のうち | とも | 22 | 世帯 | | | | | |
| | とも | 11 | 世帯 | | | | | |
| | 左記以外 | 11 | 世帯 | | | | | |
| 【積算根拠】 | | | | | | | | |
| 居住誘導区域内かつ29歳以下・・・11世帯 11 * 600千円 = 6,600千円 上記に該当しない居住誘導区域内・・・7世帯 7 * 300千円 = 2,100千円 39歳以下かつ居住誘導区域外・・・4世帯 4 * 150千円 = 600千円 ○区域内・区域外の割合は実績より算出。 ○世帯数について、所得制限が500万円になったため、実績から算出した世帯数を1.2倍したものの。 | | | | | | | | |
| 【令和4年度申請状況】 | | | | | | | | |
| (令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月) | | | | | | | | |
| 申請 実績 世帯数 10 世帯 | | | | | | | | |
| ②継続補助見込 | | | | | | | | |
| 見込世帯数 | 継続補助実施の有無 | | 無 | 世帯 | | | | |
| 対象経費支出予定額 | | | | 円 | | | | |
| 3. 広報の実施予定 | | | | | | | | |
| ・広報誌への掲載(年2回程度) ・婚姻届受理時の案内配布 ・駅内等にポスター設置 ・不動産会社や保育所等にリーフレットの送付 | | | | | | | | |

| | KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 |
|-----------------------------------|--|--|-------|-------------|
| | 少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 | 総合戦略に基づいて実施する市民アンケートにおいて、「子育て支援の取組みに満足している20代～30代の市民の割合」 | % | 35.0(令和6年度) |
| 参考指標 ※(注)5 | 項目 | 単位 | 直近の実績 | |
| | 合計特殊出生率 | % | 1.35 | |
| | 婚姻件数 | 件 | 278 | |
| 個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6 | KPI項目 | 単位 | 目標値 | 現状値 |
| | 支給世帯実績／支給見込世帯数の割合 | % | 100 | 71 |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」 | % | 50 | 38 |
| | 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」 | % | 70 | 76 |
| | | | | |
| 他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7 | 該当なし | | | |
| 民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 | 上記の「広報の実施予定」のとおり。ポスターの掲示やリーフレットの配布を中心に幅広く広報していきたい。 | | | |

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。